

令和 3 年度

第 12 回 第二農地部会 定例会 議事録

令和 4 年 3 月 30 日 (水)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和3年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年3月30日(水)午後4時00分  
会 場 ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番 上野 栄一	1番 小山 一成	2番 五十嵐 隆一
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

(安塚区) 青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦  
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫  
(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

(1) 農業委員…5番、岸田 健の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(大島区) 田邊 清一  
(柿崎区) 長井 恒夫、小池 孝志、(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一、(三和区) 高橋 浩一の8名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農村振興課	係 長	岩澤 紀之	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

10番 滝沢 記一 17番 岩崎 欣一

## (2) 審議案件

### ①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ③大島区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ④牧区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第3号 特定農地貸付けの変更等について

### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第3号 特定農地貸付けの変更等について

議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後4時 それでは、これより令和3年度第12回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。  (上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員11名、欠席推進委員8名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 10番 滝沢 記一 委員、17番 岩崎 欣一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、引き続き全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。 それでは、18番 長瀬 一成 委員に読み上げていただきます。 長瀬 委員、よろしくをお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>長瀬委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案の審議に入りますが、審議の前に先月の定例会で、大滝委員から質問があった「賃借料の表記」について、事務局から回答をお願いします。</p>

柿崎区 駐在室長	先月、牧区管内の利用権設定の案件において、10 アール当たりの賃借料表記が「コシヒカリ玄米 8.79 キログラム」と端数がある形で議案に掲載しておりましたが、事務局に確認したうえで、今回より契約面積全体で掲載することとしましたので、ご理解いただきたいと思ひます。説明は以上です。
議 長	委員の皆さん、質問等ありますでしょうか。  (「ありません」の声あり)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2101 番と番号 2102 番の 2 件です。</p> <p>いずれも借人の要望による合意解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構への貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転の 1 件をご説明いたします。議案書は、2 頁をご覧ください。</p>

番号 2112 番の 1 件です。譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた認定農業者に売買により所有権移転するものです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 10 件について、事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

貸借権設定 10 件についてご説明いたします。

議案書は 3 頁から 5 頁をご覧ください。

番号 2113 番から番号 2122 番までの 10 件です。

3 頁 2113 番及び 2114 番は、再設定です。

3 頁 2115 番及び 4 頁 2116 番は、従前の借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手に貸し付けるものです。

4 頁 2117 番から 2120 番は労力不足のため、5 頁 2121 番及び 2122 番は、農地法第 18 条第 6 項の規定により、合意解約された農地を農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら 10 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、1頁から5頁をご覧ください。

内訳は、貸借権設定が21件です。

詳細については、1頁2504番から5頁2524番に掲載しましたので、ご覧ください。これら21件は、これまで農地利用集積円滑化団体を通じて利用権設定されていましたが、契約期間満了に伴い、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は6頁から8頁をご覧ください。

内訳は貸借権設定が2件、貸借権移転が4件です。

詳細については、6頁2509番から8頁2514番に掲載しましたので、ご覧ください。

6頁2509番と2510番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権移転 4 件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

7 頁 2511 番は、分散圃場解消のため、貸借権を移転するものです。  
2512 番から 8 頁 2514 番は、農地の集約化のため、担い手間で貸借権を移転する  
ものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま  
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### 《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局  
の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。  
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告  
いたします。  
議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2904 番から 2907 番までの 4 件です。  
いずれも耕作者の労力不足による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸  
付 1 件、他者へ貸付予定 3 件です。  
なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま  
す。



(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁2927番から5頁2932番までの6件は、滝沢委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により滝沢委員は一時退席をお願いいたします。

(滝沢委員退席)

議 長

それでは、滝沢委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する案件について、ご説明いたします。

議案書は4頁2927番から5頁2932番までの6件です。

うち新規設定についてご説明します。番号2927番、2928番、2929番の3件です。

いずれも耕作者の労力不足により、地域の担い手と利用権を設定するものです。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、滝沢委員関連の番号2927番から2932番までの6件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、本件は原案どおり決定することといたします。

(滝沢委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定18件のうち、滝沢委員関連を除く12件について、事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員関連以外の案件について説明いたします。

議案書は2頁から5頁をご覧ください。

滝沢委員に関連する案件を除く、番号2919番から2936番までの12件です。

新規の貸借権設定8件についてご説明いたします。

番号2922番、2923番、2924番、2925番、2926番、2933番、2934番、2935番です。いずれも耕作者の労力不足のため、地域の農業者へ貸し付けるものです。

これら12件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 〈牧区駐在室の議案〉

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

#### 〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁、2頁をご覧ください。番号3304番から3310番までの7件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は7件とも他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、3頁から5頁をご覧ください。

内訳は、貸借権設定が13件です。

詳細については、3頁3338番から5頁3450番に掲載しましたので、ご覧ください。新規設定6件について説明いたします。

3頁3338番は、耕作者が労力不足となったことから、集落の担い手農家に貸し付けるものです。

3頁3339番から4頁3343番までの5件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。耕作者が高齢で労力不足となったことから、解約した農地を同じ集落の担い手農家に貸し付けるものです。

これら13件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区  
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

番号3451番、3452番の2件です。

人・農地プランに搭載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受

けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

**<議案第3号 特定農地貸付けの変更等について>**

議 長

議案第3号「特定農地貸付けの変更等について」事務局の説明を求めます。

牧 区

7頁、議案第3号「特定農地貸付けの変更等について」説明いたします。

駐在室

大島区、牧区、三和区の市内3か所において、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づき、農業委員会の承認を受け、上越市が実施主体として都市住民との交流を目的に特定農地の貸付けを行っています。

このうち、牧ふれあい体験農園については、農園借受者が固定化すると共に、減少傾向にあることから、特定農地の貸付けを廃止することとし、同法施行令第4条の規定に基づき、農業委員会に承認を求めるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大滝委員

固定化した農園借受者がいるというが大丈夫か。

農村振興課

令和2年度は6区画4人であり、年々減少傾向にあることに加え、ほとんどが地元の方であり、都市農村交流という目的を達していない状況にある。農園は令和2年度をもって休止しているが、平成31年2月に農園借受者に対し、休止について事前に説明を行っており、借受者からご理解をいただいている。

岩澤係長

議 長

他に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**<柿崎区駐在室の議案>**

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

**<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3730番から3731番までの2件です。いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

番号3701番は、柿崎区馬正面地内の農地を「駐車場」として利用するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。譲受人の経営する工場では、受託量の増加等により、鋼材や製缶加工された製品の保管設備が手狭になり、作業効率が良くないため、敷地内の駐車場に工場の増築を計画しています。この計画に伴い、社員用駐車場や貨物自動車の旋回するスペースが不足することから、当該駐車場を含め、分散して使用している社員用駐車場を移動すると共に、貨物自動車の駐車場を確保するものです。

農地区分は、柿崎都市計画区域の準工業地域に位置しているため、第3種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、申請農地1,211㎡及び隣接する山林1,594㎡を含め、合計2,805㎡となり、95台分の駐車スペースを確保するものです。工期は令和4年4月11日から令和4年8月31日までです。

転用にあたり、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。議案書は、5頁をご覧ください。

番号3789番は、譲受人の耕作している農地に隣接しており、耕作に利便性が良いため売買により所有権移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定44件について、事務局の説明を求めます

柿崎区  
駐在室

議案書は、6頁3790番から15頁3833番までの44件をご覧ください。

貸借権設定44件のうち、特徴的な案件について説明いたします。

13頁3824番から14頁3828番までの6件は、これまで農地利用集積円滑化団体を通じて利用権を設定されていましたが、契約期間が満了したことから、農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。

3829番は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。畑5筆は、地権者が農地の管理をお願いしていることから、使用貸借0円に設定するものです。

14頁3830番から15頁3833番までの4件は、農地集積・集約を目的に農地中間管理機構へ貸し付けるものです。3831番は、使用貸借の筆があるため二段に表記しています。貸付者が機構を通じて自身の農地を借り受けるため、賃料が発生しな

い使用貸借に設定するものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>**

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。議案書は 16 頁をご覧ください。

番号 3701 番は、耕作に利便性が良いため、農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権移転 12 件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案書は 17 頁をご覧ください。番号 3702 番から 3713 番までの 12 件です。

いずれの案件も農地の集約化を図るため、貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号4601番の1件です。

大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」、面積214㎡を一般個人住宅として利用するため、使用貸借権を設定するものです。

位置図は2頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁4622番から4624番までの3件は、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により笠原委員は一時退席をお願いいたします。

(笠原委員退席)

議 長

それでは、笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。



大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する貸借権設定 3 件についてご説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。

番号 4622 番から 4624 番は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 3 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、笠原委員関連の番号 4622 番から 4624 番までの 3 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(笠原委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 47 件のうち、笠原委員関連の番号 4622 番から 4624 番までの 3 件を除く 44 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案書は 3 頁から 12 頁をご覧ください。

番号 4619 番から 4665 番まで、笠原委員関連の 3 件を除く 44 件を掲載しました。うち再設定が 43 件です。

それでは、新規の貸借権設定 1 件についてご説明いたします。

12 頁 4665 番は貸付人の労力不足により、地域の担い手と新たに貸借権を設定するものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

≪報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について≫

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号5303番から5306番までの4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5303番及び5304番は耕作者へ売却、番号5305番及び5306番は他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件を説明します。

駐在室

議案書は2頁をご覧ください。番号5359番の1件です。

譲渡人が、これまで農地利用集積円滑化事業で利用権を設定していた譲受人に対し、売買により所有権移転するものです。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 42 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案書は 3 頁から 11 頁をご覧ください。番号 5360 番から番号 5401 番までの 42 件のうち、新規設定で特徴的な案件に絞って説明します。

議案書 6 頁 5374 番から 5375 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

議案書 10 頁 5395 番から 11 頁 5401 番は、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら 42 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 6214 番から 6232 番までの 19 件です。

いずれも合意による解約であり、1 頁 6214 番から 2 頁 6222 番までの 9 件は、農

地集積のための解約であり、返還後は隣接集落の農事組合法人への貸付となります。また、番号 6223 番は、原契約が農地法第 3 条の賃貸借契約で現在法定更新されているものです。これを機に耕作条件を統一する趣旨から一旦解約して、同一法人へ基盤強化促進法により、貸し付けるものです。

3 頁 6224 番及び 6225 番は、耕作者の死亡に伴い、農協を介した契約を解消して、返還後は農地中間管理機構へ貸し付ける予定です。

また、3 頁 6226 番から 4 頁 6232 番は、集落の中心経営体への農地集約のための合意解約です。

なお、備考欄に記載した頁と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

長瀬委員

議案の様式についてだが、罫線がなく他の駐在室と違っているのはどういうことか。

吉川区  
駐在室

様式が異なるのではなく、様式の罫線が細いため、印刷する際にうまく表示されなかったものです。申し訳ありません。

長瀬委員

では、印刷では見えていないだけで、罫線は引いてあるということか。

吉川区  
駐在室

はい。

長瀬委員

了解。

議 長

他に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件をご説明いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください。

番号 6297 番は、農地集約のため、利用権を解約して、贈与により集落の中心経営体へ所有権移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 36 件について、事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案書は、6 頁 6262 番から 13 頁 6298 番までの 36 件を掲載しましたので、ご覧ください。貸借権設定 36 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

6 頁 6263 番は、期間 1 年未満の短期契約となりますが、渡人の他契約の筆と満了時期を揃えるためのものです。

11 頁 6285 番から 13 頁 6295 番は、前段の報告第 1 号でご報告した合意解約との関連案件で、隣接集落の農事組合法人同士の農地集積に係る新規契約となります。

13 頁 6296 番は、先月合意解約のご報告をさせていただいた関連案件で、1 か月遅れとはなりましたが、解約を受けて集落の農事組合法人と新規に契約するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大滝委員

番号 6296 番は契約期間が 1 年に満たない短期契約であるが、何か理由があるのか。

吉川区  
駐在室

当該地区では圃場整備事業が計画されており、面工事 3 年で整備されると聞いております。短期契約になったのはそうした工事計画との関連と聞いています。

大滝委員

了解。

議 長

他に質問等がないようですので、本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長	議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転 1 件をご説明いたします。議案書は 14 頁をご覧ください。</p> <p>番号 6203 番から 15 頁 6206 番は、隣接集落の農事組合法人同士の農地集積に係る農地の交換であり、農地中間管理機構を介した貸借権の移転となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p>≪三和区駐在室の議案≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 8608 番から 8611 番までの 4 件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作 1 件、他者へ貸付 1 件、休耕 1 件、圃場整備事業 1 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

番号8641番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

番号8642番は、農地を整理したい譲渡人が地域の担い手農家へ贈与により所有権移転するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定23件を審議いたしますが、7頁8636番の1件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。

(五十嵐委員退席)

議 長

それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。議案書は7頁をご覧ください。

番号8636番は、譲渡人の労力不足により、地域の農地所有適格法人へ貸し付けるものです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 8636 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(五十嵐委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 23 件の内、五十嵐委員関連の番号 8636 番を除く 22 件について、事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案書は 3 頁から 7 頁をご覧ください。

貸借権設定 23 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

番号 8633 番から 8635 番は、労力不足のため、地域の担い手に貸し付けるものです。8634 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

番号 8638 番から 8640 番は、労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。



三和区  
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。  
議案書は 8 頁をご覧ください。内訳は貸借権設定が 1 件です。  
詳細については、8 頁 8601 番に掲載しましたので、ご覧ください。  
番号 8601 番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### <議案第 3 号 特定農地貸付けの変更等について>

議 長

議案第 3 号「特定農地貸付けの変更等について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案書は 9 頁をご覧ください。  
議案第 3 号「特定農地貸付けの変更等について」説明します。  
大島区、牧区、三和区の市内 3 か所において、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項に基づき、農業委員会の承認を受け、上越市が事業主体として都市住民との交流を目的に特定農地の貸付を行っています。  
このうち、三和ふれあい農園については、農園借受者が固定化すると共に、減少傾向にあることから、特定農地の貸付を廃止するとこととし、同法施行令第 4 条の規定に基づき、農業委員会に承認を求めるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 4 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第 4 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は11頁をご覧ください。対象地区は、1件です。

「1 実質化された人・農地プランの変更」については、昨年秋の市内全プランに対しての変更の有無の確認後、新たに中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が生じたためです。

主な変更内容としては、新たな法人を追加することにより、中経営体として位置づけ、引き続き耕作するというものであります。

なお、変更箇所については、本日お配りした別冊の人・農地プラン案にアンダーラインを引いてありますので、併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

議 長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

（「ありません」の声あり）

議 長

他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。

柿崎区  
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

【8. 閉会】

柿崎区  
駐在室長

以上をもちまして、令和3年度第12回第二農地部会定例会を閉会いたします。

午後5時13分終了